

報告第3号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第4号

専 決 処 分 書

工事請負変更契約の締結について、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年1月28日

幕別町長 飯田 晴義

工事請負変更契約の締結について

幕別町は、次により工事請負変更契約を締結するものとする。

- | | |
|------------|--|
| 1 変更契約の目的 | 相川20号橋架替工事（上部製作） |
| 2 変更契約の金額 | 変更前の金額 143,409,970円 |
| | 変更後の金額 144,084,600円 |
| | 増加額 674,630円 |
| | 増加率 100分の0.470 |
| 3 変更契約の相手方 | 札幌市中央区大通西14丁目3番地23
株式会社巴コーポレーション札幌支店
支店長 福谷 光将 |